

令和 6 年 5 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年5月31日（金）午後1時30分から午後3時50分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 24人	1 番	小林	康基	2 番	中條	幸雄
	3 番	柳澤	一向	4 番	武井	茂善
	6 番	久保	節夫	7 番	太田	辰男
	8 番	河西	穂高	9 番	丸山	茂実
	10 番	矢嶋	壽司	11 番	窪田	英明
	12 番	塩原	秀俊	13 番	田中	悦郎
	14 番	細江	弘光	15 番	塩原	俊昭
	17 番	濱	博	18 番	齋藤	勝幸
	19 番	橋本	実嗣	20 番	倉科	孝明
	21 番	塩原	至	22 番	三村	晴夫
	23 番	二村	喜子	24 番	上條	信太郎
	25 番	林	昌美	26 番	瀧澤	和子

(2) 推進委員 13人	推2 番	中野	千尋	推3 番	大澤	好市
	推4 番	梶原	知子	推5 番	松田	和久
	推7 番	平林	哲	推8 番	松下	秀一
	推9 番	田中	武彦	推10 番	中平	茂
	推11 番	田中	孝人	推12 番	堀内	俊男
	推13 番	北野	喜八	推15 番	長崎	作夫
	推16 番	齋藤	知彦			

4 欠席委員

(1) 農業委員 2人	5 番	中川	敦	16 番	河野	徹
(2) 推進委員 5人	推1 番	西村	博	推6 番	赤羽	武史
	推14 番	山崎	和男	推17 番	中澤	一海
	推18 番	奈良澤	治			

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第45号～51号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第52号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第53号～第58号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第59号、第60号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第61号～第67号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第68号）

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第 69 号、第 70 号）

(2) 報告事項

ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件

イ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件

ウ 農地法第 4 条の規定による届出の件

エ 農地法第 5 条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

ア 令和 5 年度最適化活動の点検・評価……………（議案第 71 号）

(2) 報告事項

ア 令和 6 年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
	//	局長補佐	上條 仁
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	麻生 沙絵
	//	主 事	田中 瑞恵
	//	主 事	加藤 悠希
	//	事 務 員	丸山 裕子
	農 政 課	主 事	城生 涼風
	//	主 事	倉科 愛加
	松本農業農村支援センター	課長補佐	寺戸久美子
	//	技 師	野本 泰洋

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第 3 条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 20 番 倉科 孝明 委員

21 番 塩原 至 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第45号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

丸山事務員、お願いいたします。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

今月の新規就農者の説明をさせていただきますので、別紙資料の表紙の裏をご覧ください。

今月は個人の方1名いらっしゃいます。

1番、〇〇様、住所地は〇〇地区、農地所在地は今井地区、1筆、30.82アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はヘーゼルナッツ、出荷先は個人で販売することを考えていらっしゃるそうです。販売額、販売量ともに今のところは未定で、農業従事者はご本人とご家族の2名と伺っております。農業経験としては、山梨県で3年ほどブドウの耕作経験をされていたそうです。ご親族の方から技術と知識を習得される予定で、借り入れた農地へは4キロ、自動車ですら10分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案は2ページ、28番に該当いたします。署名は今井地区、田中会長及び和田地区、塩原農業委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議長

ご苦労さまでした。

先日、この〇〇さん、うちへお見えになりましたし、うちに来る前に塩原俊昭委員のところにも顔出しして相談されたということですし、アドバイスの際には、今井の田中推進委員からもアドバイスを伺いましたけれども、本日、家族といいますか、従業員の方もお願いしながら通信機材の設備の会社をやっていらっしゃる方で、やはり〇〇に実家がありまして、そこではブドウなんかも作っていらっしゃるということで、非常に年若く、熱意的な方でした。

ただし、それぞれの立場の中で、ヘーゼルナッツについては、まだ未知数のところもいっぱいありますし、果たしてこれで生計を立てていくのかと、その辺もお聞きしたんですけれども、現在も関心があって研修されているようですし、やはり経営の基本は、通信の設備と施工が業態で、従業員もやっていらっしゃるということで、その辺の兼ね合いの中で、興味もあるし、こういうことを続けていきたいというすごい意欲的な取組をつぶさに感じました。

それで、隣にもブドウ園もありますし、リンゴ園もありますし、スイカも作っておりますので、もし困ったときは、こっちで頑張れというようなアドバイスをしましたし、その辺、意欲的ということを感じまして、頑張ってくださいということでお別れをいたしました。

それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

着座にて失礼します。

別冊資料１ページ目をご覧ください。

５－（１）－ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第４５号になります。

合計のみ申し上げますので、１４ページをご覧ください。

合計、一般、筆数８１筆、貸付け４５人、借入れ３６人、面積１２万４，
３６０．１１平米。

経営移譲、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，９４０平米。

所有権の移転、筆数５筆、貸付け４人、借入れ３人、面積１万３８４平米。

第１８条２項６号関係、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積１，０
６０平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数１２４筆、貸付け
７３人、借入れ１人、面積１９万２９８平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数１１８筆、貸付け
１人、借入れ４４人、面積１８万８３２平米。

合計、筆数３３０筆、貸付け１２５人、借入れ８６人、面積５０万９，８
７４．１１平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数１３３筆、面積
２２万６２５平米、集積率は７２．０４％です。

議案第４５号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様を含めまして質問、
ご意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺いますので、よろしく
お願いいたします。

議案第４５号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手
をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第４６号 農用地利用集積計画決定の件について上程い

たしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法 31 条の規定により、倉科委員には退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、5-(1)-ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第 46 号です。

15 ページをご覧ください。

合計を申し上げる前に、1 か所訂正をお願いいたします。

合計欄下の認定農業者への集積についての筆数ですが、集積が「16 筆」となっていますが、正しくは「17 筆」になります。申し訳ありません。訂正をお願いいたします。

それでは、合計を申し上げます。

一般、筆数 16 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 3 万 1,917.18 平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構配分関係)、筆数 1 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 3,688 平米。

合計、筆数 17 筆、貸付け 2 人、借入れ 2 人、面積 3 万 5,605.18 平米。

上記利用権設定、一般分、一括方式機構配分関係のうち認定農業者への集積率は 100% です。

議案第 46 号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お伺いします。ある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 46 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第４７号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第４７号です。

１６ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

合計、利用権の移転、筆数７筆、貸付け２人、借入れ１人、面積５，０９９平米。

第１８条２項６号関係、筆数５筆、貸付け３人、借入れ１人、面積６，００２平米。

合計、筆数１２筆、貸付け５人、借入れ２人、面積１万１，１０１平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率はゼロ％です。

議案第４７号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第４７号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第４８号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も同様、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第４８号です。
１７ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積１，４７５平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。
議案第４８号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第４８号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第４９号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も同様、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第４９号です。
筆数２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，８０７平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は１００％です。
議案第４９号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第49号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第50号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
いたしますが、本件も同様、塩原秀俊委員には退室をお願いいたします。

(塩原(秀)農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第50号です。

18ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,178平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率はゼロ%です。

議案第50号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして皆様から質問、意見等ありましたら、お願い
いたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約いたします。
議案第50号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手
をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 塩原秀俊委員の入室をお願いいたします。

 (塩原(秀)農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第51号 農用地利用集積計画の決定の件について上程
 いたしますが、丸山委員には退室をお願いいたします。

 (丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
 倉科主事。

倉科(農政課)主事 続きまして、議案第51号です。
 合計のみ申し上げます。
 筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積318平米。
 上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
 議案第51号は以上になります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等あったら、お願
 いをいたします。

 [質問、意見なし]

議 長 ないようですので、集約いたします。
 議案第51号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
 の挙手をお願いいたします。

 [全員挙手]

議 長 ありがとうございました。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 丸山委員の入室をお願いいたします。

 (丸山農業委員 入室)

議 長 それでは、議案第52号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取
 する件について上程いたします。
 農政課から説明をお願いいたします。
 倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、５－（１）－イ、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第５２号になります。

１９ページをご覧ください。

同じく合計のみ申し上げます。

筆数が３筆、貸付け２人、借入れ２人、面積５，９９１平米。

議案第５２号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第５２号については、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。
続きまして、議案第５３号から５８号 農地法第３条の規定による許可申請許可の件、６件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 農業委員会事務局の麻生です。
着座にて失礼いたします。
それでは、総会資料１ページをご覧ください。
農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第５３号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第５４号は、隣接所有地との一体利用のため、所有権を移転するものです。
議案第５５号は、経営分離のため、所有権を移転するものです。
議案第５６号と５７号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第５８号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
参考資料として、新規就農者の情報を３ページに掲載しております。
以上６件につきましては、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を聞きます。

53号、島内、堀内委員。

堀内推進委員 この〇〇さんが譲り受けるわけですがけれども、この場所ですが、位置図を見ていただければと思うんですがけれども、近くの公共的なものは、〇〇というところの〇〇があります。その西側になって、住宅に近接している畑です。54平米という僅かなもので、この〇〇さんにお聞きしますと、この〇〇さんのお母さんの時代からこの〇〇さんのところへ農作業を手伝っていた関係で、ずっとお借りして、この〇〇さんのところで作っていた。現在もトマトとかジャガイモとか植わってしまっていて、言ってみれば家庭菜園的な使われ方をしている状況です。非常にきれいに畑を作っておりまして、これは問題ないと現場を確認してきました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、54号、田中武彦委員。

田中（武）推進委員 先日、田中会長と一緒に現地を見させていただきました。この地図にあるように、住宅の中にあるというようなことですが、隣が〇〇さんの実家というようなことで、ちょうど〇〇さん、体も調子が悪くて、農家を少し縮小したいというようなことで、利害関係が一致したということで、別段問題ないかと思えます。

議 長 ありがとうございます。

それでは、55号、柳澤委員。

柳澤農業委員 地図見ていただくと分かるんですがけれども、〇〇の西側、ちょっと下ったところですね。〇〇という少し山の中に入ったところなんですが、この〇〇さんというのは、お父さんからですね、それまで一緒に農業をやっていたらしいんですがけれども、ここのところ分離して、独立して経営すると。〇〇番、〇〇のちょっと狭いほうは、ハウスが建っていて、その中でサボテンを作って、それを販売していくということのようです。それから、〇〇の若干広めのところは、きれいに耕してあって、先日、先週の日曜日でしたかね、お邪魔したときには、夏野菜の苗を起こして、一部定植が始まっています。きれいに使っているようです。特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。

それでは、56号、久保委員。

久保農業委員 場所は、四賀の中で〇〇というところの〇〇という集落で、ここから〇〇を越えて行きますと〇〇へ行く、四賀の中でも限界集落と言われて、今、たしか〇〇軒あって、〇〇人住んでいるというところでありまして。この〇〇さんという方が、もう何年もここは空き家になっておりまして、埼玉県

の〇〇から〇〇さんがこちらへ来て、いろいろなことをやりたいということで、田んぼはやりませんが、有機野菜とかいろいろなことをやって、行く行くは何か自分で何か食堂みたいなことをやりたいというような考えを持っているようであります。場所は、今言いましたように、あと何年かしたら、10年か20年か分かりませんが、新しい〇〇が抜けて、こちら辺へ出て来る予定ですので、発展するかもしれない、そういう場所ですので、問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、57号、橋本委員。

橋本農業委員 この〇〇さん、この方は、10年ほど前に〇〇県からこの奈川に移住して来まして、一家4人で移住して来まして、自宅は〇〇から500メートルぐらいの近くにあります。その農地もですが、〇〇さんの農地を借りて自家用野菜を作っていたんですが、その隣にある荒廃農地がありまして、そこもきれいに整備して、既に復旧して、今も野菜を作って、この〇〇さん、やる気満々でやっていますので、別に問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
それでは、58号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇さんから〇〇さんへ売買によりまして農地2筆、〇〇平米の所有権移転を行うものです。地図、ちょっと目標物、特にないんですけども、場所は〇〇の南東の350メートルほど行った集落の周辺農地という位置づけになる場所です。〇〇さんのほうは管理が大変であると。それから、隣接の圃場でリンゴを栽培している〇〇さんが購入しまして、一緒に経営をしていくということですので、特段問題なく、許可は適當と考えております。
以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通じまして、推進委員の皆様を含めまして発言がありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、6件について、一括して集約します。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第53号から58号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することとします。

続きまして、議案第59号及び60号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程します。

事務局から一括説明をお願いします。

加藤主事。

加藤主事

農業委員会事務局、加藤です。

着座にて失礼いたします。

はじめに議案書の訂正をお願いします。議案書4ページの議案番号第59号の建築面積の記載部分となります。建築面積「311.38平米」となっているんですが、正しくは「284.97平米」になります。訂正となり、申し訳ありませんでした。

では、農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第59号、転用目的、農家住宅、車庫、倉庫です。農振除外の案件となります。

議案第60号、転用目的、住宅敷地です。本件はやむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましての内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、地元委員の意見を聞きます。

59号、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 59号ですけれども、和田の〇〇付近になります。場所は、和田の〇〇と〇〇のちょうど中間辺りになります。この住宅につきましては、〇〇という理由で、住宅地がかかるということになったのに伴いまして、その住宅を移転して、新たな住宅を建てると、こういうことでありますので、現場を見ましたけれども、全く問題ありません。少し面積が大きいわけですが、これにつきましては、農家ということで、農機具、それから作業場、それから車の駐車場というようなものを全部全て移さないと、現在の宅地のところが全部潰れてしまうと、こういうことでありますので、問題ないというふうに見てきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

60号、丸山委員。

丸山農業委員 場所は、地図の上下に走っている道路が〇〇で、丸の書いてあるところの上の交差点が〇〇という交差点です。その交差点を右のほうに上がって行けば、〇〇につながっている道路です。ということで、当該住宅の環境は、令和2年に〇〇さんが相続した住宅で、お父さんが生前、数回にわたって増築を繰り返したそうです。ということで、その際、宅地と畑の境を確認せずに建築したと思われます。追認案件としてやむを得ないものと判断しました。

以上です。

議 長 次に、現地を調査した委員の意見を聞きます。
59号、60号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 59号につきましては、地元の委員さんの言うとおりで、農業を続けていくに当たりましては、ある程度の面積が必要だと思いますので、問題ないかと思います。

60号につきましては、結構遠くから年に数回だか草刈りとか来ているということで、昔建てた家ということで、追認ということで、やむを得ないかと思います。

議 長 それでは、全ての委員の方に質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないので、農地法第4条の規定による案件、2件について、一括して集約します。

農業委員の方に伺いますが、議案第59号及び60号について、原案どおり賛成する方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。
続きまして、議案第61号から67号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、7件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。
加藤主事。

加藤主事 はじめに資料の差し替えについてご説明させてください。
議案書6ページですが、机上配布をさせていただいております。
議案書の訂正となります。
議案番号第67号の譲渡人の部分となり、正しくは譲渡人が1名ではなく記載の3名となります。
大変申し訳ありませんでした。

それでは、農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。

議案第61号、転用目的、携帯基地局工事のための仮設用地です。

一時転用となっております。

議案第62号、転用目的、農家住宅です。

議案第63号、転用目的、一般住宅です。

議案第64号、転用目的、自己用住宅です。

続きまして、議案第65号ですが、転用目的、貸駐車場です。農振除外済みの案件です。

議案第66号、転用目的、農家住宅です。

議案第67号、転用目的、資機材置場・駐車場です。

一時転用となっております。

以上、これらの案件につきましての内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を聞きます。
61号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 携帯基地局建設のための一時転用ということで、問題ないと思います。

議長 62号、田中武彦委員。

田中（武）推進委員 先日、田中会長と一緒に現地を見させていただきました。写真で見ていただくとおり、左の奥の2階建てのうちが、この〇〇さんの実家でありまして、申請地も住宅街の中にあるということで、何の問題もないかというふうに思います。

議長 63号、中野委員。

中野推進委員 それでは、地図は10ページをちょっとご覧いただきたいと思います。里山辺の〇〇というところがありますが、300メートルほど松本寄りに〇〇がある、こんな状況で、県道に近い場所の申請であります。この〇〇さんは〇〇さんのお孫さんに当たります。今、〇〇さんと〇〇さんは今、笹賀のアパートに住んでいるわけですが、今、手狭になっているということと、それから将来、住宅を建てたいと、そんな考えがありまして、今までいろいろな場所を選定してきたということですが、なかなか自分たちの条件を満たすところがないということから、おじいさんのところに相談をしたところ、今回の申請地というところを勧められたということであります。10ページの写真を見ますと、一軒家のように見えますけれども、今、〇〇が止まっているところが実家ということでありまして、その手前のところに住宅を建てたいという状況であります。白地の第1種

農地ということでありますけれども、周りは〇〇の集落のちょっと外れになりますけれども、周りは家が建たっておりますし、それからインフラも整備をされている状況ですので、やむを得ないものと判断しました。
以上です。

議 長 64号、久保委員。

久保農業委員 この場所は、善光寺街道、〇〇の中にありまして、その裏側が全部農地になっていますが、ほとんど後継者が皆、新しい家を建てております。その一角がちょうどこの〇〇さんの土地が、農地が空いていまして、周りはもう既に全部住宅になっています。農地区分は第3種農地となっています。お孫さんが今、アパートで家族と暮らしていますが、お子さんが1人、次にまた2人目が生まれるということで、祖父の土地に新しく家を建てて、四賀に戻ってきたいということです。何ら問題はないと思います。

議 長 65号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇が貸駐車場のため、〇〇さん所有の農地1筆、〇〇平米を所有権移転するものになります。場所は、〇〇地区の〇〇内に隣接する一角になる場所です。当該農地につきましては、写真を見ていただきますとお分かりだと思いますが、周囲を工場、それから宅地、道路、西側、写真だと右側になりますけれども、農地に囲まれた土地であります。もともと〇〇として開発された土地の隣接地でありますので、周辺農地への影響は特段ないというふうに見ておりますので、本件における転用はやむを得ないと考えております。

なお、転用目的が貸駐車場ですけれども、貸し先は〇〇の子会社〇〇に貸出しをすることになっております。

以上です。

議 長 66号と67号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 写真を見ていただきまして、66号につきましては、〇〇から西のほうに向かって行ってすぐのところでございます。〇〇さんにつきましては、お孫さんでありまして、今まで一緒に農業をやっておりました。特にスイカと米ということで、写真のところのハウスは育苗ハウスということあります。おじいさんはこの近くに住んでおりまして、家族で農業をやっていく上では、育苗とかそういうところの管理がすぐできるのが必要かと思っておりますので、ここに住宅を建てるということであります。周りは住宅に囲まれていますので、問題ないかと思っております。

67号につきましては、写真14ページであります。これにつきましては、〇〇のすぐ隣にございまして、この場所につきましては、〇〇事業を行っております、その資機材置場ということで、一時転用でもありますの

で、何も問題ないかと思います。
以上です。

議 長 次に、現地を調査した委員の意見を聞きます。
61号から63号を塩原至委員、64号から67号までを瀧澤委員。

塩原（至）農業委員 61号につきまして、今現在、農業を行っておりますが、年内に工事が終了すれば、地元委員さんの言うとおり、問題ないかと思います。
62号につきましては、問題ないと思います。
63号につきましても、一般住宅、問題ないかと思います。

瀧澤農業委員 64号ですけれども、久保さんの説明に尽くされていて、何ら付け足すことはありません。
65号も同様です。
66号、67号についても、地元の農業委員さんの説明に尽くされていて、何ら不自然なこと、不都合を感じることがなく、問題ないと見てきました。

議 長 それでは、全ての委員の方に伺いますが、質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、7件について、一括して集約します。
農業委員の方に伺いますが、議案第61号から67号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について上程します。
事務局から説明をお願いします。
加藤主事。

加藤主事 議案書の7ページになります。
農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件についてご説明いたします。
議案第68号、許可期間の変更のため、計画変更の承認を受けたいものです。理由は議案書のとおりとなります。
以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 地元の橋本委員の意見を聞きます。

橋本農業委員 今、事務局から言われたとおりで、この申請人の〇〇は、議案第61号にもある同じ会社なんで、携帯基地局の移転新築工事をやるために一度、転用許可を得たわけですが、今回、資材枯渇のため、まだ工事ができないと、取りかかれないということで、予定は令和6年の6月30日でしたが、変更後は令和8年の3月31日までという変更申請が出ております。期間の変更だけでするのでやむを得ないと思います。

議 長 現地を調査した委員の意見を聞きます。瀧澤委員。

瀧澤農業委員 今の説明尽くされています。問題ないと考えます。

議 長 今回のこの計画変更で転用目的の達成に目途が立ちますか。

加藤主事 会長からのご質問ですが、計画どおりにいくのかという話ですが、私のほうからも会社、申請者である〇〇には申請時に確認を取っておりまして、何回も変更するとなると、まず申請者も大変であるということ。通常の許可とほぼ同じ内容の申請書類とか、手順を踏まなきゃいけないことで、負担があるのではないかと伺いをしていたのですが、工事自体は携帯基地局の増設工事になるのですが、やることは絶対に決まっていることと、少しちょっと期間の相違があるのですが、資材の枯渇、高騰のため、事業着手にちょっと遅れが出ているが、工事することは間違いなしとの返事をいただいております。そのような理由から今回の計画変更の申請では、以前に比べて少し余裕を持った期間の一時転用の申請になっております。

なお、こちら、農地法上は農地区分が第2種農地となっておりますので、それ以上もし転用期間が延びても、原状回復をするなどの対応で許可期間の延長については対応できると考えています。

以上です。

議 長 わかりました。

前々回ですかね、やはり許可を受けた後の申請のときの瑕疵があるかどうかということをこの場でもちょっと内容を検討した経過もありますけれども、法的瑕疵はもちろんないということの中、こういう手続が取られたということのようです。

委員の方で何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による計画変更の件、1件について集約します。

農業委員の皆様に伺いますが、議案第68号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
 続きまして、議案第69号及び70号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程します。
 事務局から説明をお願いします。
 加藤主事。

加藤主事 議案書の8ページになります。
 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてご説明いたします。
 議案第69号、島内にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
 議案第70号、芳川にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
 以上、ご審議をお願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。
 69号、堀内委員。

堀内推進委員 場所は〇〇の真西に当たりまして、住宅街にちょうど接しているところ、市街化区域の住宅街に接している圃場です。ただし、この圃場も北に伸びる農地と一体的に圃場整備されているところで、現地を確認しましたところ、きれいに田植えがされていて、承認しても問題ないという状況でした。
 以上です。

議長 続いて、議案70番、窪田代理。

窪田農業委員 場所ですけれども、17ページの地図を見ていただきますと、松本市の〇〇を南北に走る道路があるのですが、そこから南へ200メートルぐらい行ったところのこの丸がついているところがその場所です。左側の建物は〇〇の建物ですけれども、これ、ほかに2筆ということですが、〇〇というのは、議案書では現況が田となっていますが、現況は畑でして、ジャガイモですとか里芋、カボチャ等が植えられていました。それから、〇〇というのが、この丸印の場所ですけれども、稲が青々と植えられておりました。それから、〇〇ですが、若干この場所よりも北へ戻ったところですが、作物の作付はありませんでしたけれども、耕起されて、耕作の準備がされておりましたので、特に問題ないと思われます。

議長 全ての委員の方でこの案件につきまして質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第39号及び70号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告のアからエについて一括をお願いします。

麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料9ページからご覧ください。

9ページから10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、12件、11ページから12ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、13件、13ページ、農地法第4条の規定による届出の件、6件、14ページ、農地法第5条の規定による届出の件、5件。

以上になります。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきを願います。

農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩とします。

それでは午後2時40分再開とします。

(休憩)

議長 お待たせしました。議事を再開いたします。

休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

これ以降、推進委員の方も含めて、全ての会議に参加していただきたいと

思います。

まず、議案第71号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

着座にて失礼いたします。

資料15ページをお願いします。

令和5年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価についてです。

昨年度、各委員の皆様に取り組んでいただいた最適化活動について、国の通知、通達に基づき、農業委員会として点検・評価を行うこととなっています。その根拠となる通知につきましては、16ページ以降となっていますので、またご覧ください。

先月末に別紙様式3、A4の横になったものですが、こちらをご提出いただきました。ありがとうございます。昨年度1年間取り組んでいただいた活動を共有して、参考になる取組などは今後の活動につなげていただければと思います。

別紙様式3、A4の横の右下にコメントをご記入いただいたものをご覧ください。

(1) 最適化活動の実施状況について。

最適活動に係る活動日数について集計したものになっております。

(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果について。

①成果目標の達成状況。

先月末に送付した内容で、推進委員さんの成果実績について、一部誤りがありましたので、今回訂正したものをお配りしております。申し訳ありません。

②自己の点検・評価。

先月末にご記入いただいた内容をそちらにこちらで掲載をしています。

本日は、そちらのコメントいただいたものについて、柳澤委員と平林推進委員、長崎推進委員の3名の方に昨年度の取組について発表していただき、取組を共有し、今後の活動につなげていただきたいと思います。

まず、柳澤委員、すみませんが、発表をお願いいたします。

柳澤農業委員

全体としての評価は、やや目標を下回るということなんですけれども、昨年度、私の場合には、今年にかけて、新しく農業を始めたいという希望者が昨年4名、今年になって3名、7名ほど集まってきました。それで、休耕地はたくさんあるんで、その休耕地と、それから所有者を紹介して、お互いに賃貸契約した上で、希望者の農作業をこれまで支援をしてきております。内訳は、いずれも40代から50代の女性6名と男性1名です。

耕作の始まった農地は、全部で13筆ほどあるんですけれども、狭いところ

ろからある程度、ある程度広いとはいっても、やっぱり中山間地で、いわゆる中核的な経営体である農地の集約から外れているというんでしょうかね、そういう取り残されているところなんですけれども、狭いところは125平米から広いところで1,217平米くらいまで、全部で8,127平米くらいになっております。

皆さん作りたいのは、お米とか、それから夏野菜とか大豆なんですけれども、問題は、その就農者、就農者といっても、ほとんどの人がいわゆる半農半Xと言うんでしょうかね。自分の空いた時間に農業をやりたいということです、農機具といっても、いわゆる刈払機くらいしか持ってないんですよ。ですから、実際には、その休耕地を耕起除草したり、それから稲を作りたいという人は、水田の場合には代かき、田植え、それから去年の場合には稲刈りまで応援しなくちゃいかんと。それでも皆さん喜んで農業に携わってきております。

ですから、私が住んでいるいわゆる中山間地というのは、どうしても平野部と違って、中核的な経営体が農地を集約するということから取り残されていると言ったらいいんでしょうかね。ただ、やはり小規模ながら新しく農業をやってみたいという人は、恐らくこれからも増えてくると思うんですね。ですから、できるだけ応援をしてやりたいんですけれども、むしろ、やっぱりこういう人たちを何か就農をサポートするような、そういうやっぱり仕組みをつくっていかなくちゃいかなのかなというのが現在の問題意識です。

以上です。

草田係長

ありがとうございました。

続いて、平林推進委員、お願いいたします。

平林推進委員

私は笹賀の〇〇という地区に住んでいるんですけれども、同じ地区内で、もう何年も放棄された農地があります。水田3筆と畑が2筆、同じ持主の方なんですけれども、私がどうのこうのして、ことじゃないんですけれども、数年前にJA笹賀支所の営農課長に同じ地元の方がなりまして、いろいろ話をさせていただいた関係で、多少遊休化解消に向けて進展がありましたので、ちょっと話をさせていただきたいと思います。

まず、水田の1筆目なんですけれども、幅が五、六メートルで長さが50メートル程度の水田です。狭いんで、誰も借手もいなかったということで、もう前の耕作者が20年ほど前に亡くなりまして、それ以来、引き継いだ家族の方も全然農業をやらない人なもんですから、草だらけというか、荒れた状態が続いていました。それで、このたび隣の水田の持ち主の方が買っていいという話になりまして、早速話を進めていただいて、先日、4月のこの総会で3条申請が認められまして、もう既に境のあぜも崩して、1枚の田んぼに、続きの田んぼになって、もう田植えも終わっています。

それと、次の2筆、3筆目の水田については、続きの水田なんですけれども、広さは800平米、900平米くらいの同じくらいの田んぼが2筆続

いているところなんですけれども、これも20年ほど前に耕作がされなくなって、最近アカシアの林になっていました。それで、一時まきストーブ使っている方が切ってくれて、なくなったんですけれども、3年ほどでまた元の林になりまして、これも営農課長によって、隣にリンゴ農家の方がいるもんですから、更地になって耕作できるようになれば借りてもらえるという話になっています。それで、今、上のものを全部伐採して、見た目は平らな農地なんですけれども、根がずっと残ってしまっていて、とても耕作できる状態ではないです。それで、すぐには耕作できないし、今の所有者の方も、もうそんなに片づけるために費用は出せないということなもんですから、誰か、持主の方の知り合いが1年ぐらいかけて少しずつ掘り起こしてくれるという話になっています。そうなれば、隣のリンゴ農家の方が借りてもらえるということで、期待しているところです。

それから、最後の畑なんですけれども、面積が1,200と1,300ぐらい、これも2筆続きの畑で、畑としては平らなところで、いいと思うんですけれども、この畑については、前の所有者の方も全然耕作してなくて、30年以上野放しの状態で、もう木が生えて林になっていて、キツネとかタヌキが住んでいるというような話もありました。それで、これも多少木を伐採したりしているんですが、やはり費用が全部片づけるには200万円ほどかかるという話になっています。とてもそんな費用は出せないんで、どうしようかということだったんですけれども、その営農課長の自宅がこの畑の道路を挟んだ向かいにあるもんですから、見るに見かねたという形で、その畑の1筆ぐらい、〇〇が新規就農者になって、購入して、家庭菜園をやるということで、新規就農の申請もしてあると思うんですけれども、その畑自体が全然整備されて、まだ半分ぐらいは全然耕作できない状態なもんですから、その営農課長も10年ぐらいかけて少しずつ開拓してといいますと、元に戻っていくというような覚悟でいるもんですから、できればこちらはこの機会にお願いなんですけれども、新規就農を承認していただきたくて、よろしくお願ひしたいと思います。

遊休農地の解消についてはそんなところなんですけれども、ほかの新規参入とか農地の集積というのは、主に農協のほうをやっているんで、私はほとんどノータッチなんですけれども、この遊休農地の解消については、本当に地元なんで、何とかしたいと思ったんですけれども、多少進んでいるのかなという状況になっています。

以上です。

草田係長

ありがとうございました。

続いて、長崎推進委員、お願いいたします。

長崎推進委員

それでは、報告させていただきます。

私の住んでいるところは、梓川でも上の段で、果樹園が中心のところでございます。最近、親が亡くなったり、親が離農したりして、50代ぐらいの後継者といえますか、そういう人が非常に増えているわけですが、50

代という、まだ会社勤めをしていると、こういう状況の中で、利用権を設定しないと農地を守っていけないという、こういう状況でございます。

リンゴ園の場合は、二村農業委員もいらっしゃいますが、里親制度等もできたりして、後継者探しというものに力を入れているわけですし、またリンゴの場合は、腐らん病等のそういう問題点もあるものですから、比較的周りの園の人たちが心配してくれるということで、何とか維持していけるような形が整いやすいわけですが、どうしても駄目な場合は、リンゴの木を根ごと、トレリスを、棚を撤去すると、こういうことになりますと、大変お金もかかるし、大変なことなんですけど、〇〇さんの場合はそれやってくれるというメリットがあるものですから、そんな方向へ流れているようなところもあるわけですが、私の利用権設定のお手伝いをしたのは、どちらかというと草畑になっちゃっているぞというところでございます。

これをお手伝いするわけですが、その近所に知り合いがいれば、その人のところへ訪ねて行って、「ここのところは草畑だが、どうにかならないのかね」って、「どういう人があれだね」って言うと、やっぱりさっきも言ったように、50代の勤め人というような人が地権者で、この人と話すきっかけというのがなかなか難しいは難しいです。私もそうですが、やたら電話来ても、発信者の番号を見て出ないことが10回中8回もあるで、出るのは1回か2回出るぐらいの時代ですので、なかなかその地権者と話をするのは面倒ですが、どこのお宅の人だということが分かりましたら、私のメモ書きで、「あなたのうちは草畑ですけども、これ、何とか貸せませんか」というものを書いて持って行きます。大体行き会えませんが、ポストに入れて帰ってきます。そうすると、やっぱり「借手は〇〇さんなんですけど、いかがですか」というようなことも書いておきますと、「ぜひお願いします」という返事が結構返ってきます。

それで、その次にやっぱりやるのが、土地の情報ですね。面積であるとか、地番であるとか、それから農地の中間管理機構は利用するという旨も説明ができませんので、どうしても知りたかったら、ネットで調べてくださいというようなメモ書きをしたり、賃借料とか賃借期間、〇〇さんの場合は最低でも5年、できれば10年というような要望もあるわけですから、草畑きれいにしたから、1年で返せというわけにはなかなかいかないんで、5年、10年というのもなかなかわかる話でございまして、そういうようなことを書いた書類を私が作りまして、当然ポストへ入れてくるわけですが、そうすると、やっぱりぜひこれをお願いしますという話が結構返ってきます。

そういう土地の情報なんかを書いたものをもう一部用意して、それを中間管理機構の事務を扱うJAの営農センターへ持って行って、こういうことで話がまとまるから、事務手続きをしてくれということでお願いに行きます。結局、地権者はほとんど何もしなくて、書類が回ってきたら、署名捺印すれば済むというような格好になるものですから、結構喜ばれるというのが結果としてあります。

もう一個は、自ら解消作業をするという話でございしますが、これもやった

わけですが、いつかこの席で地権者の許可なくしてやれるもんかというような質問をしたこともあるわけですが、今回は地権者の許可を得てやりました。やりましたけれども、本当に草畑になっているやつは大変です。刈払機を持って行って1時間やったって、どこやったかなというくらいのくらいで、本当は夏場の青々とした草を刈れば、もっと効率的にやれると思いますけれども、冬やったもんですから、なかなか枯れ草は刈りにくいし、やった割にはあんまり効果がないというような、しかも疲れましたという感じです。

変な報告になりましたが、以上でございます。

草田係長

ありがとうございました。

3名の方には、お忙しい中、新規就農者へのサポート、遊休農地の解消、集積活動など、積極的に最適化活動に取り組んでいただきました。今回紹介していただいた内容をほかの委員の皆様も今後の活動の参考にしていただきたいと思います。

ほかにコメントとして多かったものとしては、農地の見回り活動を積極的に行ったとか、新規就農者に対し地域の農地に関する情報提供や相談対応を行ったといった内容が多くありました。別紙様式3の総会に出された意見というものには、今回出された意見を含めまして、「遊休農地解消、農地の見回り活動、新規就農者への相談対応を積極的に行うことができた」と記載したいと思っています。

今のコメントを別紙様式3に記載したものを、また後日送付しますので、ご確認をお願いいたします。

続いて、資料の23ページお願いいたします。

農業委員会の実施状況について説明いたします。

I、農業委員会の状況については、記載のとおりですので、ご確認ください。

24ページお願いします。

II、最適化活動の実施状況、(1)農地の集積、①現状及び課代ですが、令和5年4月1日現在、管内の農地面積は7,150ヘクタール、これまでの集積面積は4,053ヘクタール、集積率は56.7%でした。

それに対する③、中段になりますが、実績になります。農地面積は、非農地判断と転用がございまして、7,130ヘクタール、集積面積は4,103ヘクタール、集積率は57.5%により、達成状況は100.6%になりました。

(2)遊休農地の発生防止・解消についてです。

25ページお願いします。

③の実績について、こちらは令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積31.4ヘクタールを5年間かけて解消していくというものの実績になっています。

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.0ヘクタールで、達成状況は31.6%になっています。

7月から8月に利用状況調査を行っていただきました。また、日頃から農地の見回り活動も行っていていただいております。ありがとうございます。

時間が経過するほど解消が難しい農地の割合が増えていくと予想されます。農地の遊休化を防止するため、日頃、引き続き見回り活動を行っていただき、農地と農家の状況の把握に努めていただきたいと思います。お願いいたします。

(3) 新規参入の促進。

25ページの下になります。

こちらは新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積になります。売りたい貸したい情報として公表した面積を実績としています。昨年に比べ登録者数が増えていると思われます。

26ページの③実績につきましては、令和5年度は令和4年度に比べ増えてきています。

別紙様式3のコメントにつきましても、新規就農者に対し情報提供や相談対応を行っていただいているとコメントをいただいています。引き続きよろしくお願いいたします。

2、最適化活動の活動目標になります。

(1) 最適化活動を行う日数目標ですが、10日とさせていただいています。令和5年度の活動日数の実績については、こちらに記載する項目はありませんが、月当たり活動日数は、令和5年度は月4.9日でした。後ほど説明しますが、活動日数につきましては、目標達成の評語にも関わるところですので、日頃から行っている農地パトロールにおいて、報告漏れなどないように気をつけていただくとともに、見回りをした日は、特に異常がなくても、意識的に活動記録をつけていただきたいと思います。

(2) 活動強化月間の設定です。

11月の遊休農地の解消についてですが、日頃から活動はしていただいておりますが、強化活動月間として周知できていませんでしたので、令和5年度については、実績として入れていません。

(3) 新規参入相談会への参加です。

②の実績について、令和5年の7月23日、中川農業委員が新規就農者向けの現地視察会を企画し、地元の農業委員さんと推進委員さんが参加されましたので、実績とさせていただきます。

これまでの達成状況から、令和5年度の松本市農業委員会としての目標の達成状況の評語としては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

それで、評語についてなんですけれども、資料の22ページをご覧ください。

こちらがその点数、評語の達成状況になってくるのですが、表2の点の合計点が15点以上20点未満で「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

表2の活動日数目標ですが、(2)の活動日数目標の①月当たりの目標日数、こちらは長野県、松本市の場合、年間平均10日になっていますが、

こちらを上回ると6点、月当たりの最適化活動の日数、②のところですね。これが8日から12日であると8点になってきますので、6点と8点で14点。成果目標につきましては、達成ができなくても1点はつくというような形になってきますので、活動日数が目標の10日を超えるようになってくれば、目標に対して期待どおりの結果が得られる15点以上になってくるといっていい形になってきますので、農地の見回り活動について、つけ忘れがあると思います。意識的に見回り活動をしていただくとか、する日をあらかじめ決めておいて、後で思い出してつけていただくとか、そういった形で積極的に活動記録をつけていただきたいと思います。

説明は以上です。

議長

なかなか難しい。ある程度、我々評価されるために行動するわけじゃないで、それは基本的にはそんなことはなじまないし、農業を数字で表して、それで評価するなんて、とんでもない話だということが大前提にあります。ただ、令和4年に農林省からの通達で、この指導に基づいて記録を見える化しろっていう話が出ているもので、現状でこういうふうな話で、数字で表した中で、全然見ず知らずの皆さんを対象とするわけじゃないけれども、形で表せと言うから、表さないわけにいかんということで、お三方の事例を発表していただきました。

やはりそれぞれの立場があるし、身の丈に合った活動をして、それが少しでも地域の農地なり農業なりの前向きな体制が取れば、我々の活動だと思うだよ。

それで、先ほど前段のその矛盾を抱えながら、そういうことで、事務局の段階でこういう数字を表すんであって、これを公表するというデータの今出てきました。

だから、基本的には、そういう営みをやって、そういう現状だということだけぜひ理解してもらって、この施策が続く限りはやっていかなきゃいけないというような、これは機械的な中でやることだと思います。

もう少し我々、崇高な志を持ってこの立場にいるということだけは、お互いにリスペクトしていかなきゃいけないと思いますし、前段のお三方の発言、もちろん前向きだし、もちろん同様なことをやっていらっしゃる方もいらっしゃいますし、別角度で切り込んでいる方もいらっしゃると思います。だで、そういうふうな全体を捉えていただいて、こういうことで報告として、今年の松本市農業委員会のデータとして、最適化活動をやっているということで報告していいかどうかという本日のこの内容ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

久保農業委員

これはあれですか。我々は会長がおっしゃるとおりでいいんですけども、事務局の立場としては何か困るの、あんまり数字が上がらないと。

議長

これ、率直な我々の活動ですし、本当はもっとやっているんですよ。隣で見れば、もうこれだって圃場巡回だし、草生えているのを心配になってく

れば、これだって1つの我々の結果だし、だで、これに対する数字が低いためのペナルティーがあるかどうかということ。

草田係長 この実績を基に最適化の交付金が交付されるというふうには聞いています。

議 長 でも、あの枠の中に入っているで、今、具体的に幾ら減っちゃうとか、そういう具体的な数字はつかんでいますか。

草田係長 今の段階で幾ら減るっていうところまでは、まだつかんではないです。

議 長 その辺もしっかりちょっとまたつかんでおいて、本当に圃場巡回なんてやっているんだから、これはもちろんそういうことでペナルティーがあるようなら、我々も覚悟を持って正の字をつけていくじゃないかい。

あと、集約とか新規就農は、条件が合って、例えば中山間地とか、田んぼを委託したり、そこで新規就農だって考えちゃうし、遊休荒廃地だって限られちゃうし、解消できるところとできないところとあるんだから、これを5、4、3、2、1でやるなんてとんでもない話だと思いますので、ほかに。

大澤推進委員 ちょっとよろしいですか。

議 長 はい。大澤さん。

大澤推進委員 26ページの2番の最適化活動の活動目標ですね。1人当たりの活動日数、月10日ってなっていますが、10日というと、3日に1回という単純計算になりますね。私の受け持っているところを3日に1回回るんですから、片道30キロ、大げさに言うんですけど、往復60キロ、10日やると600キロですよ。大変なことなんです。ただくるくるっと回って、ドライブ的に回ってくるんだったら10日はできるんですが、遠くの農地は見えないですよ、そうなる。やはり止めて、ちょっと背伸びして見るとか、そうなる、10日というのは、とてもじゃないけれども無理なんです。現実としての日数を出していただきたいと思うんですよ。

今までの最適化委員さんの過去からの実績の平均値を出して、それで6日なら6日。それにプラスアルファして、1日か2日で、8日とか、そういうものを出してもらいたいと思うんですよ。

ただ10日というと、3日に1回ってというのは、農業をやっていて、その手間でもって行くとなると大変な労力なんです。

議 長 一本気なそのご発言、よく分かります。そこら辺を踏まえた中で、確かにそういう真摯な態度は当然必要だと思うし、係長、何かあれば言ってください。

草田係長

この10日について、6年度の目標を設定する際に、長野県農業会議に問合せをしました。回答としましては、長野県として10日と定めているので、ぜひこちらは10日にして頑張ってもらいたいと。

ただ、具体的な方法としては、やはり今、大澤推進委員がおっしゃったように、この日は見回り活動をやるというふうに決めて、一つ一つの農地を見回るといのはすごく大変なので、多分農業委員さんという立場、推進委員さんという立場になっていけば、車を走らせている中で、どうなっているのかなと気にしながら回ることがあるでしょうと。そういったところも、特に異常がなくても、そちらは見回り活動をやったということでカウントしていただきたい。もしくは、月曜日と木曜日はあらかじめ見回り活動をやる日というふうに決めておくと。後で月末に報告するときに、いつやったかって思い出すのではなくて、ああ、たしか月曜日と木曜日って決めてあったなとしておけば、思い出しやすくなって、つけ忘れもなくなるんじゃないか。そういった工夫をしながら、少しやっていただけないかというふうな回答はいただいています。

大澤推進委員

ただね、自分が生活している範囲内の農地を担当しているならいいんですが、そうじゃない場合で、私の場合は、昔の四賀村と言った当時は、4か村が合併して、その一角を回らなきゃならないという、実際に回らないと様子は分からないんですよ。自分の居住している地域だったら、毎日そこら辺を通っていますから、分かるんですよ、変化があれば。

それを、単純に県のほうの目標で10日と言われて、「はい、そうですか」って10日やっていたら、それが我々のほうへフィードバックされても、ちょっとオーバーワークになっちゃうんです、はっきり申し上げて。

議 長

柳澤さん、お願いします。

柳澤農業委員

ちょっとね、活動日数のカウントの仕方なんですけれども、私の事例で申し上げます。要するに、何年か使われていなかった田んぼですよ。田んぼを、そこでお米を作りたいという人がいて、大体10アールくらいの田んぼが3枚あったんですね。あるんですよ。そのうちの2枚が、やっぱり何年か使われないと、本当に水がたまらないんですよ。ですから、普通田植えするときに、荒代をかい、そして植え代をかけばおしまいですよ。ちゃんと使っている。そういうふうになった田んぼは1枚だけ。あとの2枚は、本当に1枚の12アールくらいの比較的大きな田んぼなんですけれども、もう水を入れても全然たまらない。ですから、正直言って、荒代を4回も5回もかきました。今、ようやく2日くらいはもつかなというところまで来て、これから田植えをするんですけれども、こういう仕事って、それぞれ代かきを4回も5回もやったっていうのは、それぞれ活動日数ということでカウントしていいんですか。私の場合には、この1筆の田んぼを水田として使えるようにするための報告しかしてないんですよ。そこら辺はどういうふうに取り扱うんでしょうか。

やってみて思うのは、休耕田を元に戻すっていうのは、非常に言うのは簡単ですけども、実際にやってみると、本当に大変だなというふうに思います。畑に戻すんだったらいいです、畑はね。草さえ除草してやれば、野菜はそこそこ水もちが悪くても作れるんですけども、本当に水田を元に戻すっていうのは、ちょっと去年、今年の実験から、大変なことだなという、そういう感想を持っています。

議 長

基本的には、自ら解消のところの丸の数は、やっぱりやっただけの数は当然出てくるんじゃないですか。それはそうだと思いますし、その辺、ただしね、これ、みんなに遊休農地を解消しろというわけじゃないでね。みんなで解消するなんて、我々全部解消しなきゃいけないっちゃうで、それはTPOをわきまえながらというところが、それぞれ身の丈に合った、それぞれ皆さんの地域に合った中での最適化活動ということになるかと思いますので、またそれぞれまた8月に違ったまたメンバーで同じ話をしなきゃいけないと思いますけれども、それはそういうことで、よく理解していただきたいと思います。

これはもちろん地域計画も同じですよ。だで、そういうカウントの問題、事務局でそういう考え方でいいかどうかということをお願いします。

草田係長

カウントにつきましては、日数をカウントでお願いします。なので、1つの田んぼということで1ではなくて、3日かかったのであれば、その日1、その日1、その日1というふうな形になると思います。

議 長

そういうことで、大局的な流れと個々の内容それぞれあると思うし、それぞれ皆さん、それなりの活動をしていらっしゃると思いますので、それをみんなで当てはめるじゃなくて、地域とか、個人とか、対応とか、いろいろありますので、それが最適化活動だと思うんだよね。そこはやっぱり我々松本市農業委員会は、そういう方針でいくということの共感を得ればということです。

それで、さっきの最適化交付金の問題はね、またちょっと事務局で調べていただいて、もしそれが幾つなら、例えばそれぞれの交付金が減っちゃうということが、現実に行っているんだから、カウントの仕方を今度は共通でカウントしてもらって、しっかり身の丈に合った回数だよね。その辺で、またそれぞれ一苦労をまたお願いしていきたいと思います。

ほかに。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

それでは、今それぞれ意見賜りましたし、お三方の貴重な体験を伺いました。それを踏まえて、こういう形で松本市農業委員会として最適化に対す

る活動の報告をこのようにしてもいいかどうか、それぞれ集約したいと思っています。

推進委員の皆様も含めまして賛否を明らかにしてください。

こういう形で進めてもいいかどうか、賛成の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

じゃ、全員賛成ということで、よろしくをお願いいたします。

次に、報告事項のア、令和6年農作業標準労賃・機械作業標準料金についてに入ります。

事務局の説明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。よろしくお願いします。

資料の28ページ以降をご覧ください。

29ページには松本ハイランド農協さんから、30ページにはあづみ農協さんにおける令和6年度の農作業標準労賃・機械作業標準作業料金の表になっています。

これらは、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんそれぞれのお立場で、地域の方から労賃の相談があった際に参考にしていただきたいということで、両農協からのご好意で提供していただいたものです。

傾向としましては、どちらの農協の表におきましても、大部分の項目では金額の上昇が見られます。これは消費者物価指数とか、GDPであるとか、農産物価格指数、春闘賃上げ見通しなど、それぞれの指標から算出したアップ係数というものがあるんですが、それが上がったために、これを反映したものとなっていますので、社会の傾向を捉えた値上げだと感じています。

以上、簡単ですけれども、参考までに報告させていただきます。よろしくお願いします。

議 長

ご苦労さまです。

今、それぞれ事務局から、JA松本ハイランド、あづみ農協の方からそれぞれ資料の提供を得た中で、ここで皆さんにご提示申し上げましたけれども、これについて何か皆さんのほうからありましたら、ご意見を賜ります。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

これはこういうことだということで、ご了解をお願いしたいと思います。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてに入ります。事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

31ページ、主要会務報告をお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

5月23日、農地転用現地確認に塩原至委員と瀧澤委員に対応していただきました。

同じく23日から24日、長野県19市農業委員会協議会通常総会が塩尻市で開催され、会長と事務局長に出席をしていただきました。

5月27日、第17回定時理事会、市町村農業委員会会長及び事務局長合同会議がキッセイ文化ホールで開催され、会長と事務局長に出席をしていただきました。

5月29日、全国農業委員会会長大会、長野県選出国會議員への要請懇談会が東京で開催され、会長に出席していただきました。

5月30日、JAあづみ第59回通常総代会が安曇野市スイス村サンモリッツで開催され、会長に出席をしていただきました。

32ページをお願いします。

当面の予定です。

6月14日、長野県農業者年金推進協議会代議員総会、常設審議委員会が長野市で開催され、会長に出席していただきます。

6月17日、長野県農業会議第9回通常総会に会長に出席をしていただきます。

6月21日、農地転用現地調査は三村委員と二村委員になっていますので、よろしくお願いいたします。

6月中ですが、農業者年金協議会総代会を書面決議で行う予定です。

また、こちらに記載がありませんが、6月20日に長野県農業委員会女性協議会松本支部定例総会がMウイングで午後1時半から開催され、女性委員の方に出席を今、お願いをしているところです。

そして、6月28日ですが、総会。総会前、この大会議室で任期満了の記念写真撮影を行います。1時ぐらいに集まっていただければ、準備等もできますので、よろしくお願いいたします。クールビズですので、上着着用でノーネクタイでお願いいたします。農業委員、推進委員全員の出席をお願いいたします。

それと、7月に委員改選に伴う次期体制の役員の検討委員会を開きたいと考えています。2期目の方を対象に、またご案内、通知を差し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

議 長

ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見等ありましたら、伺います。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

よろしければ、次、農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

野本技師、お願いします。

野本（松本農業農村支援センター）技師 いつもお世話になっております。松本農業農村支援センターの野本と申します。

私からは3点情報提供をさせていただきます。

支援センターの資料をご覧ください。

1点目は、熱中症についてです。

資料の2から3ページに記載されています。

資料の3ページ目のグラフにあるのですが、農作業の死亡事故における熱中症の割合が近年増加している傾向にあります。特に、今、体が暑さに慣れていない今の時期に熱中症が急増するという傾向がありますので、ご注意をお願いいたします。

また、従業員等を雇用しての農業経営では、労働衛生の面からも環境整備が必要ですので、よろしくをお願いいたします。

2点目ですが、2024年の気象表の情報になります。

資料は4ページ目になります。

特に中信平土地改良区連合の用水確保の現状についてですが、水田の入水期以降、ダム貯水量は減少してきましたが、5月28日の大雨により貯水量は満水となっています。引き続き用水の適切な利用にご協力をお願いいたします。

最後になりますが、2024年の主要農作物の生育概況について情報提供させていただきます。

資料は5から6ページになります。

作物の生育は全般的に前進傾向になっておりますが、10日に県下各地で氷点下を観測し、管内でも醸造用のブドウを中心に凍霜害の被害が発生しています。また、醸造用ブドウや生食用ブドウでは、実割れの発生や果実のひび割れ、毛じの脱落が散見されている状況になります。

加えて、28日の大雨で中山の浸水被害が出ているという状況になっています。

以上です。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで我々の任期最後の農地パトロール、利用状況調査の関係について、田中さんから説明をお願いします。

田中主事

それでは、今月の資料なんですけれども、一緒に封筒の中にパトロールの日付と時間と人数を報告してくださいというような様式を一緒に同封させていただきました。いつもブロック会議で本来ですとお渡ししていたものなんですけれども、今年度はブロック会議やりたいというようなご希望、今のところ聞こえてきませんので、今月郵送した次第です。

既に1月にお渡しした確認の書類、一覧表ですね。それと今回のもの、ちょっとばらばらのお渡しになってしまっているんですけども、7月末までにこの2点をお出しいただきたい。同じくタブレットにも7月末までに回答を入力をお願いしたいということです。あと2か月ありますので、計画的な実施をお願いします。

支援とご依頼等ありましたら、田中までお願いします。
以上です。

議 長

ありがとうございました。

そうということで、我々最後の農地パトロールの段取りですが、それぞれ地区の事情によりまして、内容等はそれぞれ適宜やりやすい形でやってもらいたいと思いますが、後ろが8月8日と決まっていますので、その辺も含めまして、それぞれの対応をお願いしたいと思います。

何かご質問、ご意見等ありましたら、伺います。。

[質問、意見なし]

議 長

ありがとうございます。よろしくお願いします。
それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

草田係長

お願いします。

3月の総会のときに柳澤委員から6年度の農政課の予算のことについて質問があったので、確認してありますので、そのことについてお答えをしたいと思います。

その中で、農業者育成事業費と新規就農者育成事業費の予算が5年度と比較して210万円ほど減額となった理由というところで、農政課に確認しました。

農業者育成事業費については、未来を担う農業経営者支援事業補助金と農地利用効率化等支援交付金は、認定農業者等が機械を購入する場合であったりだとか、経営規模拡大を目的とした機械導入の際の補助金となりますが、事前に要望調査をするそうで、その要望調査に基づいて予算を決めることになっているそうです。事前に要望調査をした結果で、今年度の金額になったというところです。

また、経営継承発展等支援事業補助金は、中心経営体が経営承継後の発展に取り組む経費についての補助金になりますが、令和5年度は実績がゼロ人だったため、今回は減額になったということです。

それと、新規就農者育成対策事業ですが、就農希望者に3年間の農業研修を行う事業で、令和5年度は3年目の方が3名、2年目の方が2名、1年目の方2名の合計7名の研修費用がかかっていたのに対して、令和6年度は、その3年目の方が3名卒業して、2人の新規就農希望者が加わったということで、6年度については、3年目の方が2名、2年目の方が2名、1年目の方が2名の合計6名の研修費用になって、1名減ということで、

少し減額になったという回答であります。

それと、最後になりますが、本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ちかえりいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の皆様事前に配付しました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

お車でお越しの委員の方は、市役所駐車場の無料認証をしてお帰りください。

この後、農業振興委員会が4時半からこの会場でありますので、少し時間がありますが、申し訳ありません。下水道課が今、施設見学の案内をしていて、それが終わってからこちらに来るということです、少し時間が空いてしまいますが、申し上げありません。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

皆さんのほうから何かあったらお願いしたいと思います。

じゃ、二村さん。

二村農業委員

すみません、お願いします。

先日ですが、私、就農して40年ちょっとなんですけれども、ずっと梓川中学校は摘果作業に農家のところに来て、昔は1日だったんですけれども、今は本当に8時50分くらいから11時40分までという短い時間で、なかなか仕事があまりはかどらないというか、やる子はいらんですけれども、みんなができるというわけじゃないので、農家もだんだん頼んでくれる農家が少ないので、うち、今年20名の生徒さんが来ました。今までもそうなんですけれども、大概やっている子がいるので、その子もう先生になってもらって、みんなにやれる子は先生で、私も先生になり、みんなで作っていたんですが、20人で、その子の中には農家の、リンゴ農家の子もいたんですが、今年、一人も摘果やったことがないと言うので、私、本当に驚いて、先生になってくれる子がなくて、いろいろ聞いて、私、このことを先日ちょっと違う会議で話したら、今、自分のところの田んぼを知らない子がいるっていう話も聞きました。

〇〇には、小学2年生の〇〇がいて、その子の家は一生懸命やっている、その日に〇〇を見たら、2年生でも一輪摘果をどんどんやるんですよ。1日たってもうまくなかった子もいて、だからきっと農業をほとんどやってないんだらうなって。昔は結構いろいろなこと梓川だとあるんですけれども、やってないんだなって。

いろいろ考えますと、若いお母さんとか女性が今、農業ってどうなっているってことが分かってないんだって思うんですよ。分かっているならば、本当に地域のちょっとした、うちの畑もちょっとやらないかなというふうにも思うと思うんですけれども、それが分かってない。そこもやっぱり今

までは男性だけに私たち女性が任せちゃったというのは、本当に、あっ、そうだなと思うので、私たちも伝えなきゃいけないなっていうふうに思って、これはＪＡのほうでも伝えてきたんですけども、今、農業委員の林さんも瀧澤さんもいらっしゃるんですけども、何かＯＢも何か一緒になって話すという機会、もうそういうのがなくなっちゃって、もちろんＪＡの理事も女性いるんですけども、後で何もなくて、人数はいろいろな農業の関わる役員のところへ行くと、大体私は１人ぐらいでやっているんですよ。なので、何か継続して、せっかく役員になったその人たちが、きっと今だと分かっていると思うから、その人たちが協力して何かできないかなってこの間もＪＡのほうでは伝えてきたんですけども、この農業委員会でも、今、３人いるので、私たちが、またこの次になる方と一緒にあって、少しでも伝える、そんな役割ができたらいんじゃないかなというふうにその摘果作業と、それから自分のところの田んぼが分からないというその話を聞いて、私、ちょっと思ったので、何か私たちができるように、もちろん自分もこれからできることを考えていきたいと思うんですが、こんなことをちょっと一緒に考えていただけたらなというふうに思っています。

以上です。

議 長 市民タイムスの１面でも見ましたし、たしかＪＡだけじゃなくて、女性、男性、子供、大人関係なく、何かそういうような会話ができたというふうな、今、発言の中でちょっと感じましたので、またチャンスのまたアドバイスをください。

二村農業委員 よろしくお願いします。

議 長 それと、長崎委員、さっきの何かフローみたいなのを、今、行動していらっしゃるフローみたいなのをまた草田さんとちょっと話をしながら、見える化というか、フローみたいのを書いていただき、こういうときにこういうことをやったというのを、それぞれみんなにこれをやれと言うんじゃないが、それぞれ合う、共有できるところがある可能性もあるというような持って回った言い方するんですけども、まずその辺のデータなり思うことをちょっとペーパーに残してもらって、また皆さんで共有できればと思いますので、少しそういう営み、また係長と話をしながら、ちょっとお聞かせ願えればと思いますので、またもう一苦勞お願いします。

さて、委員はほかに何かありますか。

〔質問、意見なし〕

議 長 いいですか。
じゃ、これで終わります。
協力ありがとうございました。お世話になりました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 20番

議事録署名人 21番
